

20 「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」とは

道では、本道の特性に応じた循環型社会の形成が道民の健康で文化的な生活の確保に重要なものであることを踏まえ、道の施策の基本となる事項及び産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図るため、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」（平成20年10月14日条例第90号）を公布しました。

条例の概要は、次のとおりです。

第1章 総 則

第1条 目的

- 循環型社会の形成に関し、各主体の責務を明らかにすること。
- 施策の基本事項や規制事項を定めることにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図ること。
- もって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。

第3条 道の責務

- 総合的計画的な施策の策定・実施
- 市町村の施策への支援
- 施策の実施に当たって、国、市町村関係機関、団体との連携

第5条 道民の責務

- 製品等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となった場合の循環的利用
- バイオマスの利活用への取組への協力
- 道の施策への協力

第4条 事業者の責務

- 原材料等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となった場合の循環的利用、適正な処分
- 製品等が廃棄物等となることの抑制、循環資源となった場合の循環的利用、適正な処分
- バイオマスの利活用への取組への協力
- バイオマス製品等の利用促進取組への協力
- 道の施策への協力

第2条 用語の定義

第6条 適切な役割分担等

第2章 循環型社会の形成に関する基本的施策

- 第7条 循環型社会形成推進基本計画
- 第8条 循環型社会の形成に関する施策の基本事項
- 第9条 率先行動の促進
- 第10条 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等

- 第11条 調査の実施等
- 第12条 事業者等への支援等
- 第13条 財政上の措置

第3章 循環型社会の形成を推進するための基本的施策

第1節 廃棄物等の発生及び排出の抑制(3Rの推進)

- 第14条 廃棄物等の発生及び排出の抑制
- 第15条 循環資源の適正な循環的利用及び処分のための措置
- 第16条 再生品の認定等
- 第17条 環境物品等の調達
- 第18条 産業廃棄物処理業者の育成

第2節 循環型社会の形成に寄与する産業の振興

- 第19条 循環型社会の形成に寄与する産業の振興

第3節 バイオマスの循環的利用及び活用の推進

- 第20条 バイオマスの循環的利用の推進
- 第21条 連携の推進
- 第22条 普及啓発の促進

第4章 廃棄物等の道内における処理

- 第23条 廃棄物等の道内処理の原則
- 第24条 道外産業廃棄物の搬入事前協議
- 第25条 勧告、公表、報告徴収、立入検査
～30条

第5章 産業廃棄物の適正処理の推進

- 第31条 産業廃棄物を保管する場所の届出
- 第32条 委託した処分の状況の確認
- 第33条 土地の適正な管理等
- 第34,35条 保管に係る報告徴収、立入検査

第6章 廃棄物処理施設の設置手続等

- 第36条 特定施設設置等予定者の責務
- 第37条 事業計画書の提出等
- 第38条 環境保全に関する協定の締結

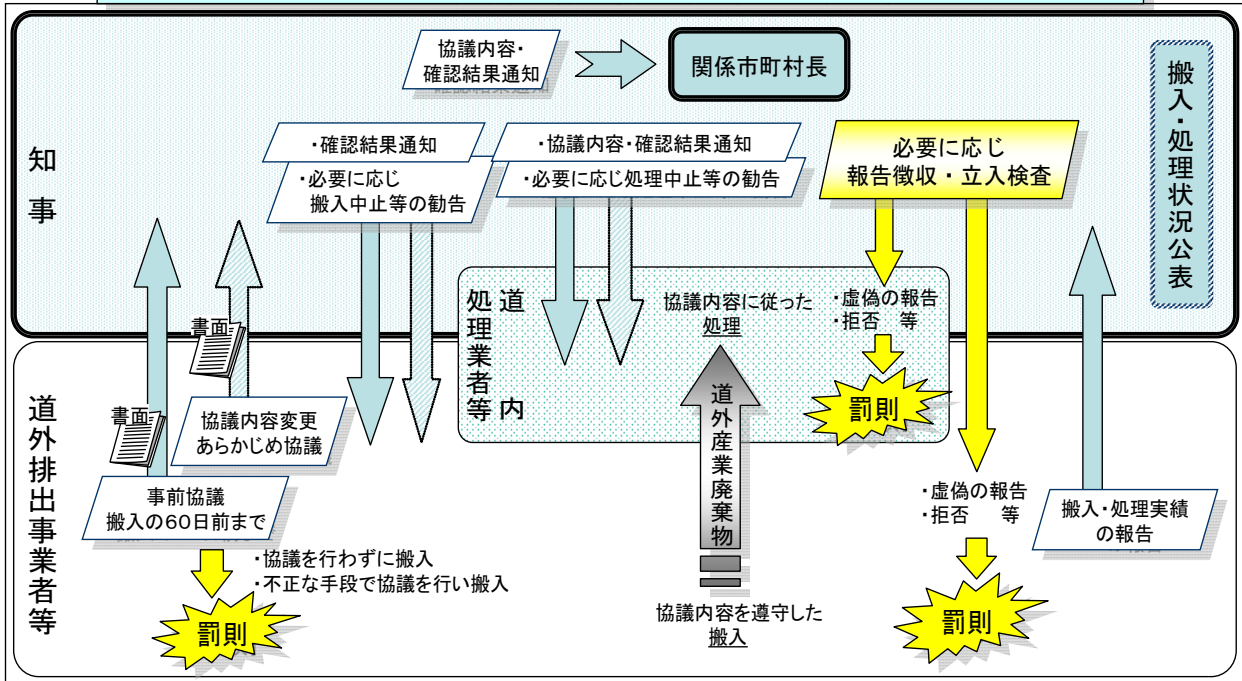
第7章 雑 則

- 第39条 適用除外
- 第40条 規則への委任

第8章 罰 則

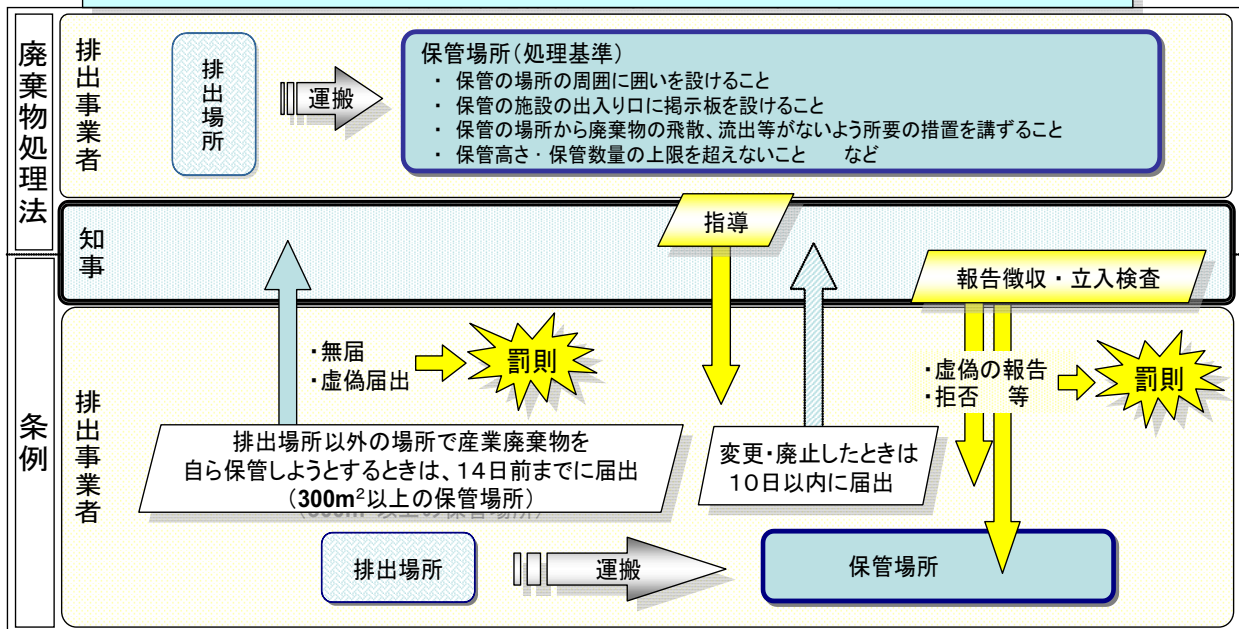
- 第41条 罰則
- 第42条 両罰規定

道外産業廃棄物の搬入事前協議(第24～第30条)



道外排出事業者等は、道外産業廃棄物の処理を道内において行おうとするときは、道内への搬入の開始の日の60日前までに書面で知事に協議しなければなりません。
 知事は協議内容が次の基準に適合することを確認の上、その結果を通知します。
 ・専ら道内で循環的な利用を行うための処理であること
 ・排出した事業者から処理を行う道内施設までの運搬経路が明確であること など

産業廃棄物を保管する場所の届出(第31条)



事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所において自ら保管しようとするときは、保管の場所ごとに、当該保管の開始の日の14日前までに、知事に届け出なければならない。

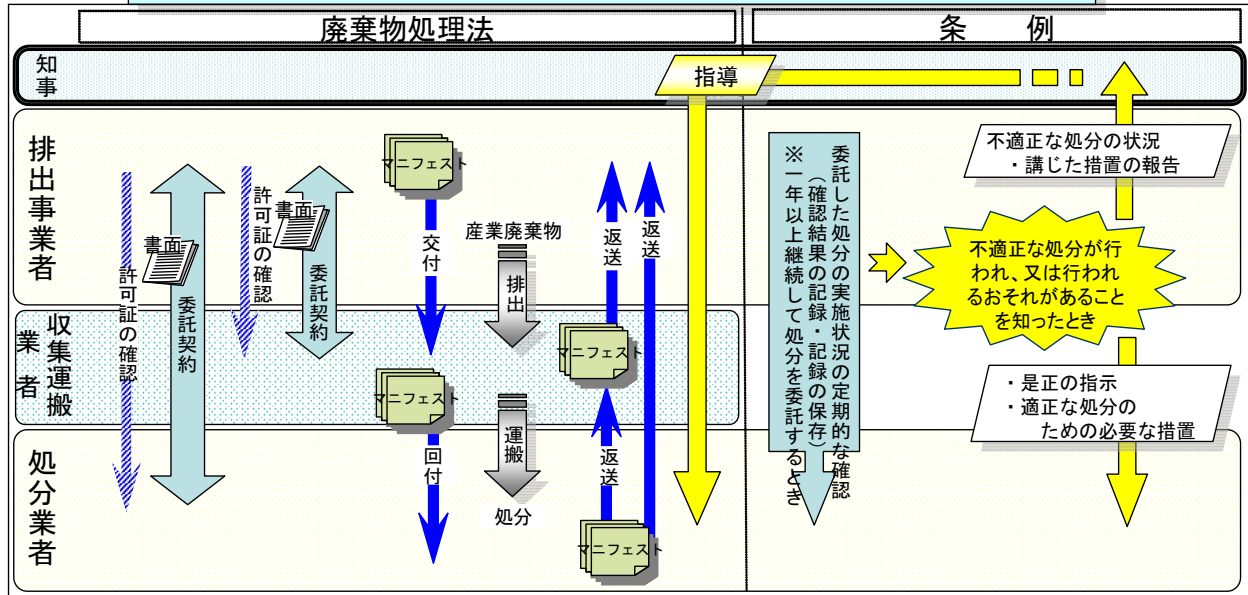
届出を行わず又は虚偽の届出をして産業廃棄物を保管した場合などは、罰則(30万円以下の罰金)の対象となります。

※ただし、次の場合は適用除外

- ① 札幌市、函館市又は旭川市の区域で保管する場合
- ② 法第12条第3項又は法第12条の2第3項による届出を行った場合
- ③ PCB廃棄物を保管する場合
- ④ 保管場所の面積が300平方メートル未満の場合
- ⑤ 事業者が自ら設置した廃棄物処理法の許可を受けた施設で保管する場合

注) ②は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管(300㎡以上の保管場所)に係る届出です。

委託した処分の状況の確認及び記録等(第32条)



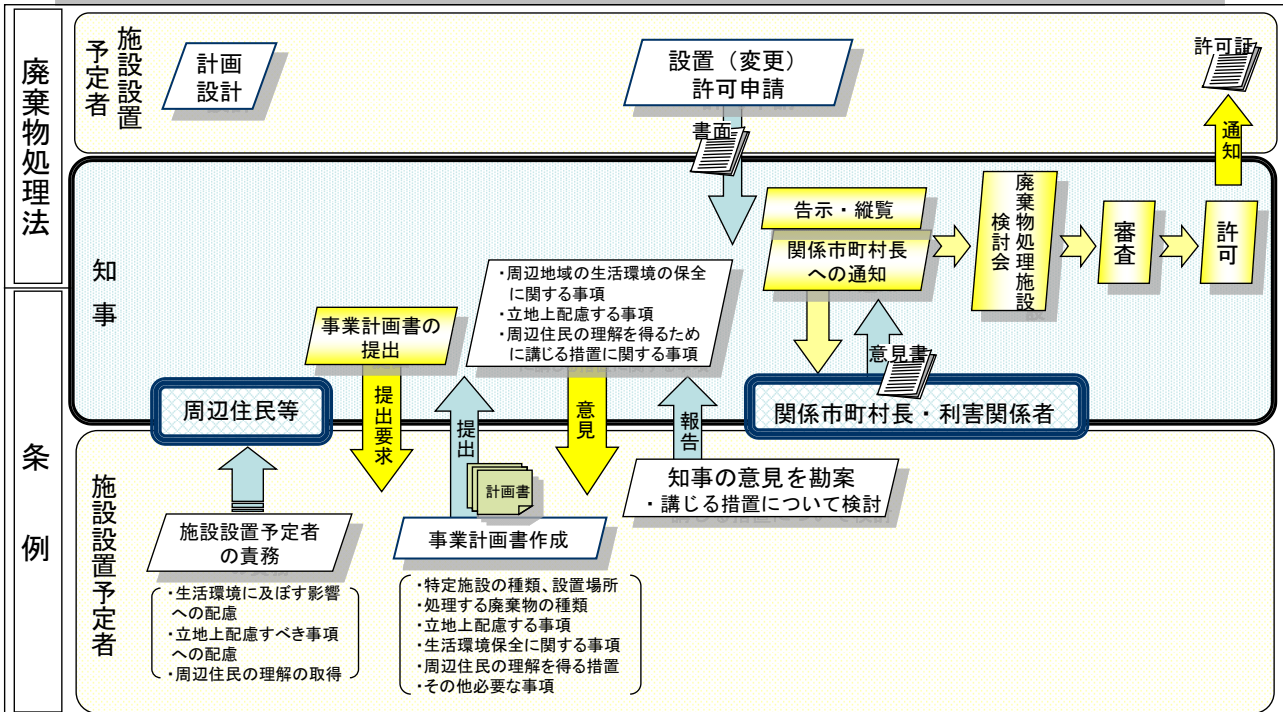
事業者は、1年以上にわたり継続して産業廃棄物の処分を業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に、当該委託に係る処分の実施の状況などを確認し、その結果を記録・保存しなければなりません。

- ・確認は、産業廃棄物の処分が行われている施設において、事業者自ら又は代理人(処分の受託者を除く)が実際に調査する方法により行う
- ・確認する事項は、委託した産業廃棄物の処分の実施の状況、施設の状況、産業廃棄物の保管の状況
- ・記録は、事務所に据え置き、確認を行った日から5年間保存

※ただし次の場合は、適用除外

- ①札幌市、函館市又は旭川市の区域で排出した産業廃棄物に係る処分を委託した事業者
- ②電子マニフェストを利用した場合、マニフェストの交付が不要な場合
- ③産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合していると知事等が認めた産業廃棄物処分業者に処分を委託する場合

条例に基づく規制制度の概要V〔廃棄物処理施設の設置手続き等(第6章 第36条・第37条関係)〕



循環型社会を形成するためには、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を通じ廃棄物の排出量を可能な限り削減するとともに、排出された廃棄物については廃棄物処理施設で適正に処理する必要があります。このため、施設設置予定者の責務として、周辺地域の生活環境に及ぼす影響等に十分配慮するとともに、周辺住民の理解を得るよう努めることを定めるほか、廃棄物処理法に基づく施設の設置手続きに先立ち、事業計画書の提出を求め、必要に応じ知事が意見を述べることにより、廃棄物が適正かつ計画的に処理できる体制を整備するものです。